

街区の廃止及び新設について

住居表示に関する条例（高槻市条例第521号）第2条の規定により次のとおり街区を廃止及び新設する。

令和5年12月12日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 実施区域 別図1から別図2のとおり街区を
廃止及び新設する。
- 2 町名及び街区符号 宮之川原五丁目43番街区（廃止）
宮之川原五丁目40番街区（新設）
- 3 実施期日 令和5年12月12日

街区位置図

宮之川原五丁目



街区位置図

宮之川原五丁目

